

利用証の交付対象者

区分			交付要件	申請に必要な書類	有効期間
身体障害者	視覚障害		4 級以上	身体障害者手帳	5 年 ただし、再認定日の記載がない身体障害者手帳または療育手帳所持者は無期限
	平衡機能障害		5 級以上		
	聴覚障害		3 級以上		
	肢体不自由	上肢	2 級以上		
		下肢	6 級以上		
		体幹	5 級以上		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2 級以上		
		移動機能	6 級以上		
	心臓機能障害		4 級以上		
	じん臓機能障害		4 級以上		
	呼吸機能障害		4 級以上		
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		4 級以上		
	小腸機能障害		4 級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4 級以上		
肝機能障害		4 級以上			
知的障害者			療育手帳の障害の程度欄が「A1」、「A2」または「A」の者	療育手帳	5 年
精神障害者			障害等級が「2 級」以上の者	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者			特定医療費（指定難病）受給者または臨床調査個人票を所持する指定難病患者または滋賀県特定医療費支給認定却下通知の理由 2 に該当する者	特定医療費（指定難病）受給者証または臨床調査個人票または滋賀県特定医療費支給認定実施要綱別紙様式第 3 号の通知書（理由 2 に該当）	
要介護高齢者			要介護状態区分が「要介護 1 ～ 5」の者	介護保険被保険者証	

妊産婦等	母子手帳取得時～産後２年 (多胎妊娠の場合は産後３年)	母子健康手帳 (多胎妊娠の場合は各々 の手帳)	母子手帳取得時 ～産後２年 (多胎妊娠の場合は 産後３年)
けが人	けが等により一時的に移動の配慮 が必要な者	医師の診断書・意見書等 および本人確認書類	車いす・杖等の使用期間 (１年以内)
その他 歩行が困難で移動に配慮が必要な者	上記以外の歩行困難者で、医師の 診断書等で駐車場の利用に配慮が 必要と認められる者	医師の診断書・意見書等 および本人確認書類	必要な期間 (５年以内)

※申請に必要な書類は、記載の書類の写しを申請書に添付するものとする。

※「その他 歩行が困難で移動に配慮が必要な者」で「申請に必要な書類」の提出が困難な場合、例外的に他の資料で認める場合がある。